⑵　無線業務日誌	1　備付けの有無を調べる 2　使用が終わった日から２年間保存されているかどうか調べる。 3　必要な記載事項が記載されているかどうか調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
⑶　その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し	備付けの有無の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備え付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

注　当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3　無線設備等

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　無線局事項書関係		
⑴　免許人の氏名又は名称並びに住所	免許状及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
⑵　無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
2　工事設計書関係		
⑴　送信（受信）可能な電波の型式及び周波数	1　送信装置については、それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を工事設計書の写しと照合し、確認する。 2　受信装置については、それぞれの装置ごとに受信可能な電波の型式及び周波数を工事設計書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
⑵　送受信設備、特殊な設備及び附属装置の型式又は名称、製造番号及び型式検定番号又は技術基準適合証明番号若しくは工事設計認証番号	1　送受信設備、特殊な設備及び附属装置ごとに型式又は名称、製造番号及び型式検定番号又は技術基準適合証明番号若しくは工事設計認証番号を工事設計書の写しと照合し、確認する。 2　周波数測定装置の備付けについては、工事設計書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
⑶　空中線系	空中線系ごとに、空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向、給電線（空中線共用装置を含む。）の種類及び長さについて、工事設計書の写しと対比照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
⑷　電源設備	電源設備の区分（補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。）ごとに定格電圧及び容量を工事設計書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。

二　電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　周波数	1　原則として全ての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 2　無線設備を無変調の状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。 3　単側波帯の電波を使用する無線設備（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）にあっては、変調周波数1,500Hzの正弦波で変調し、上側波帯の周波数を測定する。 4　周波数偏位の変調方式の無線設備にあっては、マーク及びスペース時の周波数偏位を考慮して測定する。	許容偏差を超えるときは、「不可」とする。
2　スプリアス発射の強度	1　原則として設備規則別表第３号におけるスプリアス発射の強度の許容値を規定する周波数範囲において、その値を測定する。 2　発振方式に係わらず、同一周波数帯内の任意の１周波数を選定し、測定する。 3　原則として無線設備を無変調状態で動作させたときの基本周波数における平均電力と、あらゆるスプリアス発射が予想される周波数についてもスプリアス発射の強度とを比較した差又はスプリアス発射の強度を測定した値とする。 4　測定値は、設備規則別表第３号に規定する単位で記載する。 5　単側波帯の電波を使用する無線設備（実数零点単側波帯変調のものを除く。）にあっては、変調周波数1,500Hzの正弦波を変調信号入力端子に入力し、送信装置の出力電力を定格出力の80％にしたときのスプリアス発射の強度を測定する。 6　電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。	許容値を超えるときは、「不可」とする。